

## 精華中学校校舎改築等検討委員会設置要領

(設置)

第1条 精華中学校校舎改築等にあたり、円滑な学校運営と学校施設の充実等について協議するため、精華中学校校舎改築等検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精華中学校校舎改築事業に関すること。
- (2) 精華中学校校舎改築等に係る基本設計に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校関係者
- (3) 社会教育委員
- (4) P T Aの代表者
- (5) 地域(学校運営関連)の代表者
- (6) 教育部長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、精華町教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。